

## 滋賀の子ども・若者のほほえむカサポート事業 うれしいことプラス1助成について



物価高騰が続いていますが、子どもたちが集い、手作りのごはんを食べたり、いろんな体験をしたりして、楽しく地域とつながり続けられるよう、ぜひ本助成をご活用ください。

### 1. 本助成事業の概要と考え方

#### 助成の対象

- ◆ 物価高騰による影響が子どもたちに及ばないよう、子ども食堂等の活動の支援を通じて、子どもたちの様々な体験機会を確保するため、①子ども食堂つながりネットワーク SHIGA に加入している県内の子ども食堂実施団体、②境福祉施設等を活用した子どもの夜の居場所フリースペース実施施設および③その他滋賀県社会福祉協議会会長が認める子どもたちの居場所活動を行う団体に助成をします。

#### 助成の要件

- ◆ 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに開催される子ども食堂等の活動のなかで、「うれしい」や「たのしい」(プラス1)を子どもたちに提供していただくことで助成の対象になります。  
※一例として、1. 食事に一品を追加する、2. ゲストを呼んでいつもと違う遊びをするなどを想定しています。

#### 助成の内容

- ◆ プラス1を含む活動 1 回につき一律 10,000 円を助成します。各活動単位で 12 回、120,000 円を上限に助成します。食堂等実施後、指定の口座に振り込みます。(原則団体口座への振込。現金等でのお渡しはいたしません。)

#### 助成金の使途

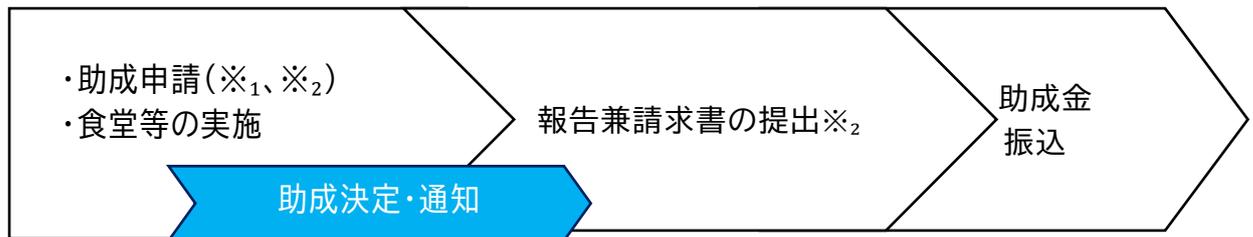
- ◆ 子ども食堂等の活動全般にご使用いただけます。食材・飲料の購入、おでかけの交通費、ゲストを呼んだ場合のお礼など幅広くご使用ください。

#### <助成金の使用例>

- 例1:食事にデザートや一品を加える  
⇒(食材・飲料・デザートの購入代金、食器などの購入代金など)
- 例2:子ども食堂等の活動で博物館に行く  
⇒(借り上げバス代、高速代、入館料など)
- 例3:子ども食堂でひなまつりイベントとしてバルーンアート教室をする  
⇒(講師へのお礼、バルーン材料費、食材・飲料購入代金など)

## 2. 申請の手続きと流れ

申請から実施報告、振込までの流れ



※<sub>1</sub>1年間の申請をまとめて申請可。

※<sub>2</sub>開催時期によって〆切日が異なりますのでご注意ください。

### 申請方法

◆ 申請団体は事業実施が決定次第すぐに、実施申請書(様式1)と実施計画書(様式2)を記入し、振込口座が確認できる書類を添付の上、県社協に提出します。(E-MAIL・郵送のみ)

◆ 開催時期によって申請締め切り日が異なりますのでご注意ください。

(1)令和6年9月6日締め切り

令和6年4月1日～令和6年9月30日の間に開催するもの

(2)令和7年3月7日締め切り

令和6年10月1日～令和7年3月31日の間に開催するもの

### 助成の決定

◆ 申請書類の確認後、回数に応じて12回120,000円を上限に助成決定の通知いたします。

### 助成金の請求と実施報告

◆ 開催時期によって実施報告書兼請求書(様式3)の締め切り日が異なりますのでご注意ください。

(1)令和6年10月1日締め切り

令和6年4月1日～令和6年9月30日の間に開催するもの

(2)令和7年4月1日締め切り

令和6年10月1日～令和7年3月31日の間に開催するもの

◆ ただし、この助成金について、受け取ったこと、どのように使用したかが分かる書類を作成し、5年間は団体にて保管してください。

### 助成金の振り込み

◆ 順次指定の口座に振り込みます。



### 様式4について

助成金に係る消費税等仕入れ控除税額がある場合は、これを減額または相当額の返還が生じる場合があります。該当する子ども食堂等は県社協にご連絡ください。なお、任意団体の場合は該当いたしません。

★その他、ご不明な点があればメール、電話で下記までお問い合わせください。

【申込み・問い合わせ先】

滋賀の縁創造実践センター

滋賀県社会福祉協議会 地域福祉課 地域養護・はぐくみ係

電話 077-567-3924

メール shiga-hug@shigashakyo.jp